

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都練馬区春日町四丁目30番24号

氏名 株式会社実有輝
代表取締役 柳澤 達也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2年10月11日

許可の有効年月日 令和 7年10月10日

1 事業の範囲

(1) 業の区分
処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類
ア 破砕 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(小袋使用製品産業廃棄物を含む。)

イ { 圧縮 : 金属くず (以上7種類)
圧縮・梱包 : 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず (廃畳を除く。 (以上1種類)
ウ 切断 : 廃プラスチック類、金属くず (以上3種類)
(以上2種類)

2 事業の用に供する施設（詳細は裏面のとおり）
施設所在地：東京都練馬区春日町四丁目30番24号

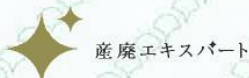
3 許可の条件
(1) 作業時間は原則として8時から18時までとし、機器の稼働時間は、8時間とすること。
(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都市の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
(3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況
平成 17年 10月 11日 新規許可
令和 2年 10月 11日 更新許可 第3回
令和 2年 11月 27日 変更許可 処理方法の追加（切断）

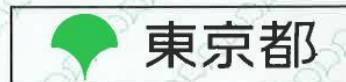
5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

copy
再複写無効



認定番号:4-17-C0041



(裏面)

許可番号

第13-20-108005号

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都足立区入谷九丁目27番25号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破碎*	廃プラスチック類	3.42 (t/日)	4.89 (t/日)	平成23年1月20日	-----	-----
	紙くず	1.56 (t/日)				
	木くず	4.48 (t/日)				
	繊維くず	0.89 (t/日)				
	金属くず	3.58 (t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	3.20 (t/日)				
破碎*	がれき類	3.90 (t/日)	0.43 (t/日)	平成29年5月15日	-----	-----
	廃プラスチック類	0.96 (t/日)				
	金属くず	0.58 (t/日)				
破碎*	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	0.57 (t/日)	8,640 (本/日)	平成30年10月25日	-----	-----
	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ(いずれも水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)	-----				
圧縮	金属くず	20.3 (t/日)	-----	平成17年8月15日	-----	-----
圧縮・梱包	廃プラスチック類	26.3 (t/日)	30.9 (t/日)	平成17年8月15日	-----	-----
	紙くず	32.9 (t/日)				
	繊維くず (廃量を除く。)	32.9 (t/日)				
圧縮・梱包	廃プラスチック類	4.80 (t/日)	5.12 (t/日)	平成18年7月28日	-----	-----
	紙くず	6.40 (t/日)				
切断	廃プラスチック類	8.85 (t/日)	25.2 (t/日)	令和2年9月15日	-----	-----
	金属くず	28.5 (t/日)				

※ 水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(以下余白)

copy
再複写無効